

## 役員変更の手続きに関するQ&A

### 1 再任でも役員の変更が必要ですか。

必要です。役員には任期があり、任期終了後に再任する場合でも再任という役員変更が発生しますので、再任したすべての役員を記載した役員の変更等届出書の提出が必要です。また、任期終了後に再任した場合も、代表権の有する役員について登記が必要ですのでご注意ください。

### 2 理事長（代表理事）を変更する場合は、どのような届出が必要ですか。

#### ①理事長（代表理事）はやめるが、理事は辞めず、別の理事から新理事長（代表理事）を選任した場合

新しい理事長（代表理事）を、市へファックスや電話、Eメール等でお知らせ頂ければ差し支えありません。

ただし、代表権を有する理事について、法務局にて変更登記が必要です。

#### ②理事長（代表理事）が理事も辞任し、別の理事から新理事長（新代表理事）を選任した場合

辞任したことについて、市に対して役員の変更等届出書（変更事項は「任期満了」または「辞任」）、変更後の役員名簿の提出が必要です。新しい理事長（代表理事）については、届出の際にお知らせ頂ければ差し支えありません。

また、代表権を有する理事について、法務局にて変更登記が必要です。

#### ③理事長（代表理事）が理事も辞任し、新任の理事から新理事長（代表理事）が選任された場合

市に対して、理事の辞任及び新任について役員の変更等届出書の提出が必要です。他の新任と同様に、役員の就任承諾書及び宣誓書の謄本と住民票の原本、変更後の役員名簿が必要です。

また、代表権を有する理事について、法務局にて変更が必要です。

### 3 監事から理事、理事から監事へ役職を変更した場合は、役員構成員には変更が無いので、役員の変更等届出書は提出不要ですか。

役員構成員に変更が無くとも、監事（理事）の辞任、理事（監事）の新任という変更事項が発生しているため役員の変更等届出書の提出が必要です。

例：監事から理事に役職を変更する

変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
辞任	監事	〇〇 〇〇	大崎市〇丁目〇番〇号
新任	理事	〇〇 〇〇	大崎市〇丁目〇番〇号

4 就任承諾書及び宣誓書の謄本には原本証明が必要ですか。

原本証明は必要ありませんが、原本と相違ない写し（コピー）を提出してください。

5 住民票の写しとは、住民票のコピーですか。

コピーしたものではなく、行政機関から交付された住民票そのものを提出してください。

6 変更事項が「住所若しくは居所の異動」の場合は、異動後の住民票を添付しますか。

必要ありません。また、代表権のある理事については、法務局にて登記が必要です。

7 仙台北法務局古川支局で役員の変更登記はできますか。

古川支局では法人に関する変更登記等の手続きは行えません。仙台北法務局本局にて手続きを行う必要があります。